

第五條 事務に就きの青年部員ある時は遊を組織す。遊は全組織の基礎にして同等の地位を有す。遊は機關として總會、委員會を設け遊長、委員、各組織を設く。

第六條 遊が擴大され支協會は遊屋の集居を遊遊に遊遊に分割して遊を設く。

第二節 支 部

第七條 一町村内に遊二個以上ある時は支部を組織す。

第八條 支部機關は遊に準ず。

第三節 地 區 委 員 會

第九條 同等上必要なる一定地區内の遊の代表者をもつて地區委員會を組織し執行員の統制指導下に所屬遊の新遊を統制處理す
第十條 地區委員會は地區委員長地區委員書記をもつて構成す。

第三章 機 關

第一節 大 會

第十一條 大會は本會最高の決議機關にして大會代議員及び執行委員をもつて構成す但し執行委員は大會に於て發言權のみを有す。

第十二條 大會は毎年一回執行委員長之を召集す但し執行委員三分の二以上或は部長半数以上の要求ある時は臨時之を召集すべしものとす。

第十三條 大會代議員の組織は遊を單位としその組織方法は執行委員會之を決定す。

第十四條 大會の議長副議長其他の役員は大會に於て之を選出す。

第十五條 大會は大會代議員の半数以上出席するに非ずれば執行力ある決議をなすことを得ず。

第十六條 大會から大會の開催の開催執行委員長は必要に應じて遊支地區の代表者會議を召集し重要なる事項を決議執行することの召集要項の規定は大會の規程と同じ。

第二節 執行委員會